明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（六六）　二
○航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令（六七）
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（六八）　三
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（六九）

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一五）　四
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（**同**一六）

〔告　示〕
○平成二十五年総務省告示第三百二十九号の一部を訂正する件（**総務**九三）　五
○平成二十五年総務省告示第四百九号の一部を訂正する件（**同**九四）
○平成二十五年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件（**同**九五）
○平成二十五年総務省告示第四百十二号の一部を訂正する件（**同**九六）
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額を定める件の一部を改正する件（**同**九七）
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**五）　六
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**六）
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**七）
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**四三二）
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**四三三）
○中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止した件（**同**四三四）
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（**経済産業**五二）
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**国土交通**三四二）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**三四四）
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**同**三四五）
○大山隠岐国立公園の公園区域を変更する件（**環境**三四）　八
○大山隠岐国立公園の公園計画を変更する件（**同**三五）
○大山隠岐国立公園の特別地域の区域を変更する件（**同**三六）
○大山隠岐国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を改正する件（**同**三七）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
内閣　九

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一一
地方公共団体
行旅死亡人関係　三〇
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。